

企業の福利厚生制度に関するアンケート 調査結果について

【はじめに】

住友生命保険相互会社（社長 佐藤義雄）は、この度、全国のお取引企業様1937社にご協力いただき、福利厚生制度についての実態調査を行い、その結果を『企業の福利厚生制度に関するアンケート調査結果』として発刊いたします。

本冊子は、平成17年にアンケート調査を行った際の設問に、定年後雇用・メンタルヘルス関連など、現代の社会情勢に沿った新たな項目を加え、再度調査を行い編集したものとなります。

近年、社会情勢がめまぐるしく変化し、企業の福利厚生制度が多様化している中、当冊子が企業さまの福利厚生制度ご検討のお役に立てば幸いに存じます。

【主な掲載内容】

- ・企業の弔慰金、労災補償など、福利厚生制度全般に関するアンケート調査結果

【調査概要】

調査対象：業種・企業規模等を問わず全国の企業・団体を対象としています。

調査時期：平成22年7月7日～平成22年10月13日

調査方法：当社職員によるアンケートの配布・回収

回収結果：有効回答数：1937件

■ 従業員数

	回答数	
100名未満	201	10.4%
100名以上300名未満	417	21.5%
300名以上500名未満	270	13.9%
500名以上1000名未満	384	19.8%
1000名以上5000名未満	505	26.1%
5000名以上10000名未満	76	3.9%
10000名以上	74	3.8%
無回答	10	0.5%
合計	1937	100.0%

■ 業種

	回答数	
農業・林業・漁業	3	0.2%
鉱業・採石業	0	0.0%
建設業	139	7.2%
製造業 ¹	651	33.6%
電気・ガス・水道業	13	0.7%
情報通信業	103	5.3%
運輸業・郵便業	73	3.8%
卸売業・小売業	306	15.8%
金融業・保険業	204	10.5%
不動産業・物品貸与業	60	3.1%
その他サービス業 ²	321	16.6%
公務	3	0.2%
その他	42	2.2%
無回答	19	1.0%
合計	1937	100.0%

(※1 製造業の内訳)

	回答数	
飲料・食料品製造業	57	8.8%
革製品・繊維製造業	16	2.5%
木製品・家具等製造業	8	1.2%
パルプ・紙加工品製造業	19	2.9%
印刷・同関連業	25	3.8%
化学工業	70	10.8%
石油・石炭製品製造業	4	0.6%
ゴム・プラスチック製品製造業	22	3.4%
窯業・土木製品製造業	31	4.8%
鉄鋼業	22	3.4%
非鉄金属製造業	24	3.7%
金属製品製造業	49	7.5%
業務・生産用機械器具製造業	36	5.5%
電子・通信機械器具製造業	32	4.9%
電気機械器具製造業	98	15.1%
輸送用機械器具製造業	43	6.6%
その他製造業	78	12.0%
無回答	17	2.6%
合計	651	100.0%

(※2 その他サービス業の内訳)

	回答数	
宿泊・飲食サービス業	49	15.3%
研究・教育・学習支援事業	22	6.9%
医療関係業	24	7.5%
福祉業	1	0.3%
広告・出版業	28	8.7%
その他	174	54.2%
無回答	23	7.2%
合計	321	100.0%

【要約】

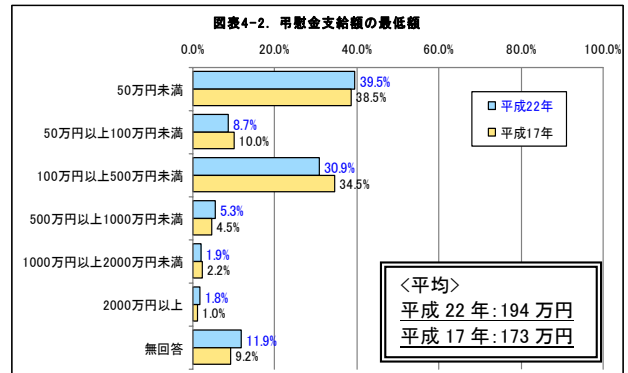
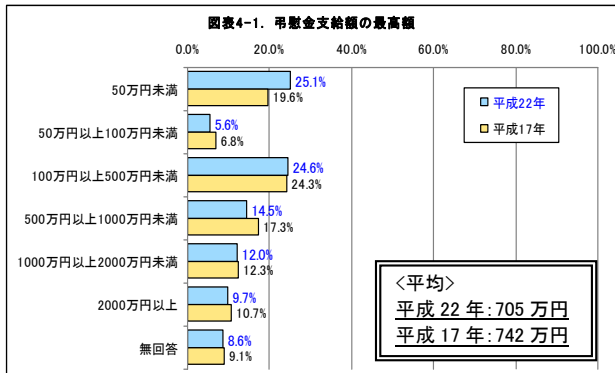
1. 弔慰金制度について

全体の94.8%の企業で弔慰金制度が「ある」と回答しており、平成17年調査(94.6%)と同様の結果となっています。

弔慰金制度の対象職種は、「正社員」(99.4%)のほか、「定年後継続雇用者」が57.4%、「契約社員」が40.3%となっています。

弔慰金支給額が「全員一律でない」としている企業は77.2%で、金額の決定基準は多い順に「役職(資格)・職種」57.5%、「勤続年数」52.8%となっています。

弔慰金支給額の平均は、最高額705万円(平成17年調査742万円)、最低額194万円(平成17年調査173万円)となっています。(図表4-1・4-2)



勤続15年の弔慰金支給額の平均は358万円(平成17年調査337万円)、勤続25年では418万円(平成17年調査407万円)となっています。

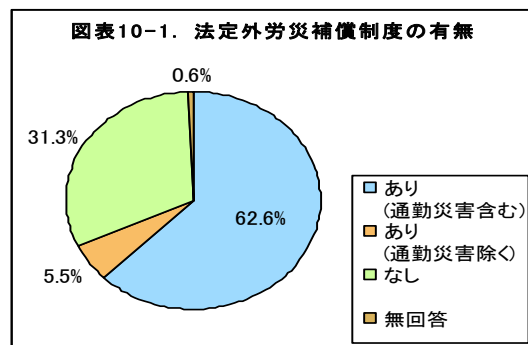
2割強の企業で、弔慰金支給額が20年以上見直しされていないことが分かります。

弔慰金支給のための資金手当方法としては、「通常経費からの支給」が52.2%(平成17年調査47.1%)、「生命保険商品」が48.4%(平成17年調査47.7%)、「損害保険商品」が5.7%(平成17年調査4.9%)となっており、平成17年調査と比べると、いずれも割合が大きくなっています。

定年後継続雇用者への弔慰金支給額の平均は最高額が327万円、最低額は166万円となっています。

2. 法定外労災補償制度(労災保険に対する上乘せ補償)について

労働災害に対して何らかの法定外補償をしている企業は、全体の68.1%となっています。(図表10-1)



法定外労災補償制度を実施している企業のうち83.5%で遺族弔慰金制度を導入しています。

法定外労災補償における遺族弔慰金支給額が「全員一律でない」としている企業は47.3%、金額の決定基準は「扶養家族の有無」が43.2%と最も多くなっています。

法定外労災補償における遺族弔慰金支給額の平均は最高額が 2335 万円（平成 17 年調査 2567 万円）最低額が 1754 万円（平成 17 年調査 1662 万円）となっています。

法定外労災補償における遺族弔慰金支給額の最高額は、「3000 万円以上」が 31.5%（平成 17 年調査 45.4%）と平成 17 年調査同様、最も多くなっています。

約 2 割の企業で、法定外労災補償における遺族弔慰金支給額が 20 年以上見直しされていないことが分かります。

法定外労災補償における遺族弔慰金支給のための資金手当方法としては、多い順に「損害保険商品」41.3%（平成 17 年調査 50.5%）「通常経費からの支給」34.0%（平成 17 年調査 34.1%）「生命保険商品」25.1%（平成 17 年調査 22.8%）となっています。

遺族弔慰金以外の法定外労災補償の項目では、多い順に「障害給付」76.6%、「休業補償」44.8%となっています。

・通勤災害補償制度（労災保険に対する上乗せ補償）について

通勤災害補償制度において遺族弔慰金制度がある企業は 79.1%となっています。

通勤災害補償における遺族弔慰金支給額の平均は、最高額 1619 万円（平成 17 年調査 1599 万円）最低額 1204 万円（平成 17 年調査 999 万円）となっています。

通勤災害補償における遺族弔慰金支給額の最高額は、「1000 万円以上 2000 万円未満」が 37.0%（平成 17 年調査 43.5%）と平成 17 年調査同様、最も多くなっています。

・遺族・遺児育英年金制度について

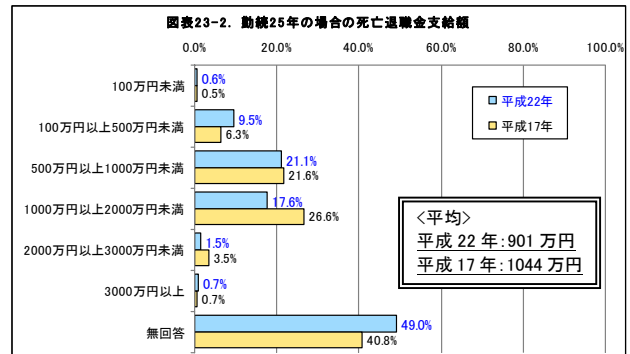
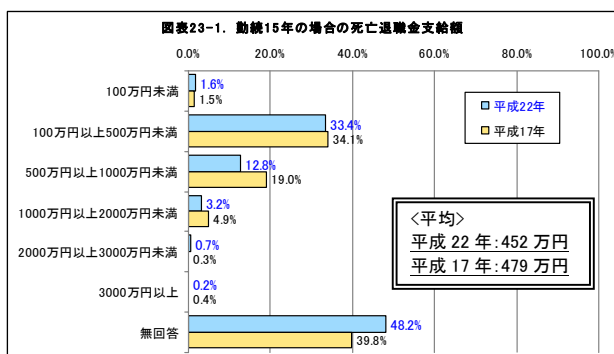
遺族・遺児育英年金制度を導入している企業は全体の 21.9%となっています。

遺族・遺児育英年金の支給対象は「子ども」が最も多く 91.7%、次いで「配偶者」が 48.1%となっています。

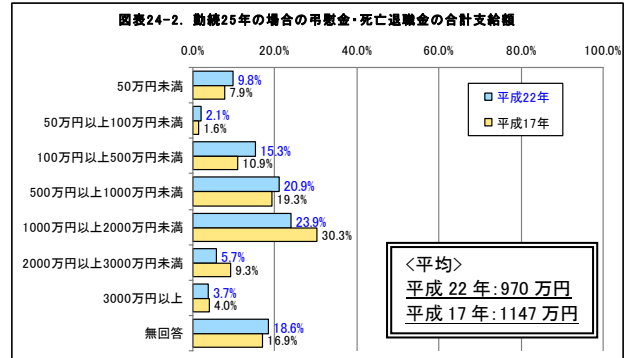
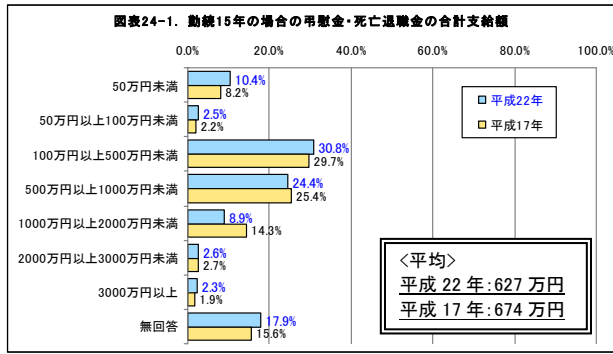
・死亡退職金について

従業員死亡時に死亡退職金が支払われる企業は、全体の 78.1%となっています。

死亡退職金支給額の平均は、勤続 15 年で 452 万円（平成 17 年調査 479 万円）勤続 25 年では 901 万円（平成 17 年調査 1044 万円）となっています。（図表 23-1・23-2）

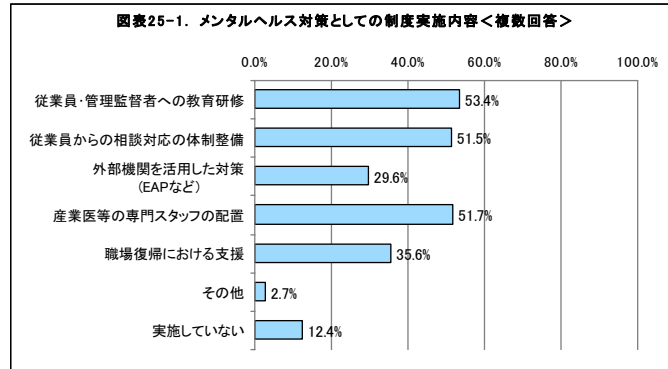


弔慰金と死亡退職金の合計支給額の平均は、勤続 15 年で 627 万円（平成 17 年調査 674 万円）、勤続 25 年で 970 万円（平成 17 年調査 1147 万円）となっています。（図表 24-1・24-2）



メンタルヘルス対策について

メンタルヘルス対策は、9 割弱の企業で取り組まれており、制度実施内容をみると、「従業員・管理監督者への教育研修」が最も多く 53.4%、次いで「産業医等の専門スタッフの配置」が 51.7%、「従業員からの相談対応の体制整備」が 51.5%となっています。（図表 25-1）



今後の福利厚生制度について

今後、制度を改定する場合の費用負担の方向性では、「会社負担を増やす方向」が 46.6%と、「従業員負担を増やす方向」16.7%の約 2.8 倍となっています。

今後、導入または拡充したい制度では、「健康関連の制度」が最も多く 63.9%、次いで「子育て支援関連の制度」が 45.7%、「医療保障に関する制度」が 14.0%となっています。（図表 27-1）

